

京丹波●食の祭典2019 出店要領

京丹波町観光協会

1 コンセプト

京丹波●食の祭典2019は京丹波町最大のイベントであり、京丹波町の食の魅力を町内外に発信し、多くの方に訪れていただくまちづくりを進めることを目的として開催します。

2 日時

令和元年10月27日(日) 午前10時～午後3時
(須知高校会場は10時30分～午後2時)

3 会場

京都府立丹波自然運動公園及び京都府立須知高等学校
(出店いただけるのは丹波自然運動公園会場のみ)

4 募集内容

①店舗ブース

・京丹波町の食材を使用した飲食物、加工食品の販売

②京丹波の食の魅力PRブース

(普段営業せず、地域振興のため京丹波の食をPRする団体等に限りです。)

・地域食等京丹波町の食の啓発
・京丹波町産の農産物の販売

5 出店応募条件

- ・京丹波●食の祭典2019のコンセプト及び出店条件にご賛同いただけること
京丹波町産の食材をメインとなる食材として利用したメニューを提供できること
※まわりの添え物や薬味のみが町内産といったものは認められません。
- ・保健所が定める適切な衛生管理と加工を遵守すること
- ・代表者及び従業員が反社会的勢力と関わりがないこと、また政治的、宗教的行為を目的とした営業を行わないこと
- ・出店要領及び主催者側の指示に従うこと

6 出店者の決定及び出店者説明会について

出店者については、出店要領に基づき、書類審査の上、出店の可否を決定いたします。審査結果については、郵送等にてお知らせします。

出店者には、出店決定通知及び出店者説明会の案内を送付しますので、必ずご出席ください。

欠席された場合には、出店をキャンセルされたものとして取り扱いますのでご注意ください。

出店者説明会の実施時期については、令和元年9月中旬ごろを予定しています。

7 出店料

・京丹波町内の事業者等

2,000円／1ブース（テント1/2張（幅2.7m×奥行き3.6m））

・町外の事業者

10,000円／1ブース（テント1/2張（幅2.7m×奥行き3.6m））

※キッチンカー（出店者所有）での出店も可、ただしエンジンをかけたままでの出店はできません。出店料はそれぞれ同額。

※出店料は出店者説明会の際に集金します。集金後の返却は原則いたしません。

※複数のブース（テント）をご希望の場合は、テント1/2張を単位とした出店料を徴収します。

8 設備について

①ブース

・テント 1ブース テント1/2張（サイズ 幅2.7m×奥行き3.6m）

・キッチンカー 1ブース 1台につき（サイズ 3m×4m）

②電源（希望者のみ）

2口以内、容量は2,600W以内、調理での使用のみ

使用される場合は、別途3,000円の使用料が必要です。

※出店者による発電機の使用は一切認めません。

③水道

調理に使用する水道水については、公園こどもの広場内にある既存の手洗い場をご利用いただけますが、器や鍋などの調理器具を洗うなどの行為は禁止します。

④出店者表札

出店者表札（A3サイズ、プリンターで出力したものをラミネート加工）は主催者側で用意します。商品名、価格等のPOPやのぼり旗等については出店者においてご準備ください。

⑤貸出備品について

1ブースにつき、机2脚、イス3脚を貸し出します。

9 出店申込について

①申込方法

必要書類を郵送、FAX、メールにて送付いただくか、京丹波町観光協会事務局までご持参ください。

②必要書類

①店舗ブース

- 1 出店申込書
- 2 ブース内配置図
- 3 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（会場内で調理をする場合）

②京丹波の食の魅力PR ブース

- 1 出店申込書
- 2 ブース内配置図
- 3 調理工程（調理をする場合）
- 4 検便検査結果報告書（調理従事者が令和元年5月1日（水）以降に受検されたもの）

※いずれのブースの場合も、保健所、消防署等への手続きを行いますので、漏れのないようご記入をお願いします。締切日以降の変更は一切認めません。

③申込締め切り

令和元年8月30日（金）午後5時

④お申込み先

京丹波町観光協会

〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知色紙田1番地1

FAX：0771-89-1713

MAIL：info@kyotamba.org

【お問い合わせ】電話：0771-89-1717

10 出店準備について

下記の時間帯は、出店準備のための会場内への車の乗り入れが可能です。

前日 26日（土）午後4時30分～午後6時（**プロパンガスの設置は禁止**）

当日 27日（日）午前6時～午前7時40分

※当日は、午前7時40分以降車の乗り入れは一切できません。

車での搬入は、安全面に十分配慮を行っていただくとともに芝生を傷めないように徐行等の配慮をお願いします。

8時には会場にお越しいただき10時の開会には開店できるようご準備をお願いします。

11 出店者駐車場について

1店舗につき1台分の駐車スペースを準備しています。旧宿泊所横の駐車場をご利用ください。

※自然公園旧宿泊棟駐車場は、来賓等関係者駐車場とするため利用できません。

12 終了後の撤収作業について

片付けは**3時以降**をお願いします。

撤収にあたり車の乗り入れを行う場合は、**午後3時20分以降**をお願いします。（厳守）
その際、一般来場者の安全確保に十分ご留意ください。

完全撤収は午後4時30分としますので、それまでに撤収をお願いします。

13 留意事項

①電源の使用について

- ・当日午前9時から、消防署立会いのもと電源設営の検査を行います。検査の時点で設営ができていない場合もしくは事前申請に沿わない設営が見受けられた場合には出店を認めません。
- ・延長コードは各自で持参いただき、機器ごとにご使用ください。巻き取り型の延長コードを使用される場合は、発火防止のためコードをすべて伸ばしてください。
- ・当日は、電源の設営状況を確認してから主電源を入れますので、電源を使用される店舗は、7時30分をめどに電源設備の設営を済ませてください。
 - ※主催者では延長コードは準備いたしません。
 - ※二股コンセント等の使用は一切認めません。

②火気の取り扱いについて

- ・調理は、ガス、電気のいずれかを使用してください。※炭の使用は、別途協議。
- ・火気（ガス・電気）を扱う出店者は、店舗内に消火器（ABC対応型で10型以上の物）を携行してください。
- ・火気の周囲(コンロの下や周り)を耐火性の物で覆ってください。平成28年度事業においてテントの横幕を燃やす事故が発生しましたので特に留意してください。
- ・プロパンガスを使用する場合は、紐でテントの支柱に固定するなど、転倒防止策を講じてください。

③提供商品について

- ・食品アレルギーのお問い合わせに関し曖昧な返答を避けていただくとともに、疑わしい場合は、販売を控えるなど十分にご注意ください。
- ・飲酒用の酒類の販売は禁止とします。お土産用としての酒類の販売は可能ですが、未成年の飲酒や飲酒運転等がないよう十分な注意喚起をお願いします。
- ・加工品の販売は、事前に許可を取得している店舗、施設にて加工したものに限り、また、商品には食品表示を行ってください。

④ゴミの処理について

各店舗で発生したゴミは、出店者の責任で持ち帰りをお願いします。分別ごみコーナーは来場者用として使用します。

⑤その他

- ・原則、雨天決行ですが、悪天候の場合などはやむを得ず中止とする場合があります。また直前で中止を判断する場合がありますので、ご理解をお願いします。
なお、万が一中止となった場合においても材料費等の補償はいたしません。
- ・当日の呼び込みにあっては、拡声器や音響設備の使用は控えてください。また、お客様の安全確保を図るため、ブース外での販売は行わないでください。
- ・主催者において、出店者の備品の管理は一切いたしません。特に、前日準備をされ盗難等が発生した場合においても主催者は一切の責任を負いません。
- ・雨天となった場合、店舗内の足元がぬかるむ場合があります。マットやコンパネを敷くなど各店舗において対応を講じていただきますようお願いします。

- ・当日は、傷害保険に加入し会場内における怪我等に対し保険の範囲内での対応を行います。それ以外の部分については原因者が負担することとします。
- ・食の祭典当日は、趣旨を十分理解した上で出店してください。その他出店に係ることについては、事務局の指示により対処してください。
- ・当日は、総務テントに関係スタッフが待機しますので、何かございましたらお声掛けください。

14 その他

看板の作成について（別途有料）

店舗上部に設置する看板（2m70cm×60cmの光沢紙）を有料（材料実費見合い分）で別途、注文を受け付けます。

料金：1枚当たり4,000円程度（カラー出力）（消費税導入により変動します。）

この看板は、商品名、店舗名等をわかりやすく表示するために行うもので、デザインは、各店舗で作成してください。手書き等での入稿はできません。専用のエクセル文書等で作成した上で、紙に印刷したものとエクセルデータを丹波自然運動公園あて10月1日（火）までにご提出ください。なお、看板は事前にお渡しすることも可能ですので、丹波自然運動公園と直接お打ち合わせをお願いします。看板の設置は各ブースで行ってください。支柱や針金が必要です。この場合、**テントの梁から上部に設置してください。**